

[事案 22-108] 特定疾病保険金・入院・手術給付金等請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

乳がんで入院し手術を受けたものの、責任開始前の発病であるとして特定疾病保険金、入院・手術給付金が支払われないことを不服として、保険金、給付金の支払い等を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 12 月、本件保険契約（特定疾病保険、入院保険、手術保険等）を締結し、平成 21 年 7 月に乳がんと診断確定され、9 月に 13 日間入院し、左乳房部分切除の手術を受けた。そこで、特定疾病保険、入院・手術給付金を請求したところ、契約前の発症であるとして保険金、給付金の支払いおよび保険料払込免除を拒絶された。

下記のとおり、責任開始日前の発症ではなく、納得できないので契約に基づき特定疾病保険金、入院給付金、手術保険金を支払うとともに、保険料払込の免除を認めてほしい。

- (1)平成 19 年 10 月に乳房のエコー検査の結果、左乳房に小さな腫瘍が見つかったが、主治医からは心配いらないと説明を受けた。その後、平成 20 年 4 月、同年 8 月、同年 11 月にその他の検診と併せて乳房のエコー検査を受けたが、特に指摘はなかった。
- (2)初めて疑わしいことがあると指摘されたのは、責任開始期以後の平成 21 年 6 月である。
- (3)保険契約時に今回の疾病に関する前兆や自覚症状は一切なかった。
- (4)加入時に他社の保険も検討していたが、募集人から「がんと告知されたら給付金を支払い、その後の保険料は一切不要になる女性のための保険です」という説明を受け、それを決め手に契約した。
- (5)担当医に経緯を伝えて相談したところ、医学的に見ても発病は保険の責任開始期以後と判断するのが妥当としている。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張は受け入れられないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 19 年 10 月に左乳房のしこりを自覚しており、その後 3 回の検査を行っているが、その検査間隔は 6 ヶ月、4 ヶ月、3 ヶ月と狭まっており、それは再検査の必要性を示している。
- (2)確認報告書に基づき当社社医に確認したところ、契約前に指摘されていた「腫瘍」は乳がんだったものに相違ないとの見解を述べており、契約前の罹患もしくは発病と判断する。
- (3)診断確定は契約後だが、上記(1)(2)により、乳がん罹患していたのは責任開始前であることから、支払事由を満たしていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類等および申立人、募集人からの事情聴

取の内容にもとづいて、申立人の本件入院および手術が、責任開始期以後の罹患もしくは発病に該当するか否かについて審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 下記のとおり、申立人は契約前からがんに罹患していたものと判断せざるを得ず、当該保険約款により、相手方会社は給付金（保険金）を支払うことができない。

① 本件のいずれの保険契約の約款でも、当該疾病が責任開始期以後に発病することを、給付金（保険金）の支払要件としており、この「発病」の有無は、当事者が発病の事実を認識していたか否かにかかわらず、また特定の疾病として確定診断がされている必要もない。

② 平成 19 年 10 月以降、平成 20 年 12 月に契約するまで 4 回のエコー検査で左乳房 2 時の方向に腫瘍が存在していたことが確認されており、かつ同部位の腫瘍が悪性新生物であると確定診断（同 21 年 7 月）されているので、契約前に存在した腫瘍は悪性新生物（がん）であったと推認することが合理的である。

(2) 生命保険協会の「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」によれば、実務指針として、「入院給付金等についても、被保険者が契約（責任開始）前の疾病について契約（責任開始）前に受療歴、症状または人間ドック・定期健康診断における検査異常がなく、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合等にはお支払いをする」という例外が示されているが、本件では、前記のとおり契約前に既に 4 回エコー検査で腫瘍の存在が明らかとなっており、例え発病が分からず、かつ主治医から心配ないとの指導があったとしても、検査上異常が存在することから、上記例外規定には該当しないことは明らかである。